

\*\*\* 提 言 \*\*\*

## ア ジ ア の 年 金

日興フィナンシャル・インテリジェンス  
副理事長 中田 正

中国政府は、2008年12月の第11回全国人民代表大会<sup>1</sup>に全国民を対象とする国民社会保険基金導入の法案を提出した。この法案はすべての国民に年金、医療、労働災害、失業、出産の保険を提供するものである。

ワトソン・ワイアット<sup>2</sup>によると、法案の内容は次のようなものである。

- ・ 現行の身分証明書番号を用いて、すべての国民に標準的な社会保障番号を設定すること、
- ・ 社会保険基金は年金、医療保険、労働災害保険、失業保険、出産保険から構成されること、
- ・ 人々の移動を考慮して、国民は年金保険料を支払った場所と異なる場所で給付を受けられるようにしたこと、
- ・ 貧困かつ重篤な障害を持つ60歳以上の国民の場合には政府が医療保険料を支払うこと、および、
- ・ 法に従わない行動が分かった場合には誰でも訴えることができること。

中国の例を持ち出すまでもなく、アジア各国は経済成長によって貧困から抜け出し、年金・医療等の社会保障制度の構築、充実に向かっている。しかしながら、そこに全く問題がないわけではない。

例えば、2009年1月に公表されたOECDのアジア/パシフィックの年金制度に関する報告<sup>3</sup>では、多くのアジア諸国で年金等の退職後所得制度は今後20、30年間に起こるであろう急速な人口高齢化に対応しておらず、また、欧米で一世紀をかけておきた低出生と長寿という人口転換がアジアでは一世代のうちに起きることも予想されることから、アジアの年金制度は急いで維持可能でかつ十分な退職所得を与えるよう現代化する必要が指摘されている。

同報告では、改革が必要な理由として、次の4点を指摘している。

- ・ 年金制度のカバー率が低いこと（OECD平均では、現役労働者の70%がカバーされているのに対し、南アジアでは7.5%、東アジアでは18%がカバーされているに過ぎない）、
- ・ 退職前の貯蓄取り崩しが普通であること、
- ・ 年金貯蓄も一時金選択が多く、生涯にわたる所得を提供するものとならないこと、および、
- ・ 年金給付が物価上昇を反映したものとなっていないこと。

そして、アジアの年金制度を改善する方法として、報告書では次の3つを提案している。

- ・ 最終給与比例の年金制度は多くのOECD加盟国で採用されているように生涯給与に基づく平均給与比例制度に変更すること、後者は財政負担を軽くするとともに、加入者間の公平を進めるものともなる。なぜなら、最終給与比例制度は加齢により急速に給与上昇が起きる加入者に有利になるが、普通の労働者はそうはならないからである。
- ・ 多くの国では、退職前に年金受給開始を認めたり、一時金給付を認めたりしているが、退職貯蓄は定期的な年金給付のみ認めることにして、人々が生存中に所得が尽きてしまうことをなくすこと。
- ・ 年金給付に物価スライドを導入すること。

最近話題となっているジョヴァンニ・アリギ「長い20世紀」<sup>4</sup>によれば、世界の繁栄の中心はジェノバから、オランダ、イギリス、アメリカを通過して、これからは東アジアの時代になるという。われわれ日本人の関心はこれまで主に欧米に向けてきたが、米国の弱体化、EUのそれ以上の弱体化を考慮すれば、これからは、アジアへも関心を向けていく必要がある。

アジアは地理的には欧米に比べ、はるかに近いにもかかわらず、残念ながら、アジアの社会、制度に関するわれわれの知識は非常に乏しいのが現実である。

おりしも、本年10月には（社）日本年金数理人会創立20周年記念事業<sup>5</sup>の一環として同会が主催する「PBSS 東京会議(年金と社会保障に関する国際会議)」の中で、その特別セッションとして「アジアの年金」が開催され、アジア各国の参加者による年金・社会保障の実情報告とパネル・ディスカッションが行われる。アジア各国からの報告、議論に期待したい。

<sup>1</sup> 全国人民代表大会は中華人民共和国の一院制議会で国家の憲法上の最高機関。

<sup>2</sup> “Draft law on social insurance published” Global News Briefs: Asia-Pacific-China-February 2009, Watson Wyatt

<sup>3</sup> “Pensions in Asia/Pacific”, Pensions at a Glance Asia/Pacific Edition, OECD Jan. 2009

<sup>4</sup> ジョヴァンニ・アリギ「長い20世紀」土佐弘之監訳、作品社、2009年2月

<sup>5</sup> <http://www.jscpa.or.jp/aniv/index.html> 参照。